

特別支援教育の推進に関する調査研究について
[今後の就学指導の在り方に関するヒアリング事項]

全国都市教育長協議会

1 適切な就学につなげるための早期からの教育相談や支援をどのように充実させるか

- ・教育委員会に、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について意見を各学校に提示できるような「専門家チーム」の設置とそれに伴う巡回相談の実施が必要である。メンバーは教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成する。
- ・できるだけ早い時期からの療育を含めた教育相談や支援の体制の確立が重要である。よって、総合的な窓口となる発達支援センター等を整備し療育と教育が連携した支援システムをつくる必要がある。
- ・特別支援学校に幼稚部を設置し、地域の発達支援センターとしての機能を持たせることも1つの方法である。
- ・早期発見のためには、乳幼児健診に関わる保健師、幼稚園教諭、保育士等の特別支援教育に関する理解と指導技術向上が必要である。
- ・療育から教育、就労までの関係機関の支援が継続できるよう「個別の支援計画を作成し、「相談支援ファイル」等の活用と引継ぎシステムの構築が必要である。

2 一人一人の教育的ニーズに応じた就学先決定手続きをどのようにすべきか

- ・就学校の決定に当たっては、関係者と連携を図りながら一人一人の障害の状況を把握した上で、専門家で構成される就学支援委員会で就学基準に該当するか否かを判断するとともに、意見を聞きながら就学先の方向付けをし、その結果を保護者に知らせ、保護者に就学先を決定してもらう仕組みがよい。
- ・市町村に医師等専門家も常駐する療育センター等の設置を行い、そこで専門家によるアセスメントと保護者の意向を考慮し、就学先の学校長が判断すれば入級できるなど、手続きの簡素化を目指すことも1つである。
- ・就学校の決定においては、専門家や保護者の意見を聞き、市町村教育委員会が総合的に判断して決定する仕組みがよい。

3 その他就学指導の在り方について

- ・ 県立の特別支援学校の児童生徒に対して、その居住地の小・中学校の児童生徒との学習機会を提供することにより、学校生活の充実及び卒業後の社会参加の促進を図るとともに、地域における特別支援教育に対する理解を深めることを目的とし、「居住地校学習推進事業」「支援籍学習」等を推進する。
- ・ 特別支援学級に在籍している情緒障害のある生徒の中で、知的に高い生徒が進学できる高等学校の整備が課題となっている。
- ・ 就学先における継続的な就学相談・指導について、就学以降も適切な支援が行える校内体制を整備することが大切である。
- ・ 認定就学を行う上で必要な専門性の高い教員による指導体制、施設・設備等の環境条件整備に係る国の財政支援が必要不可欠である。

4 上記のほか、特別支援教育全般に関する意見について

- ・ 発達障害のある児童生徒は、通常の学級に就学するケースが多く、ほとんどの学校に在籍する。また、その指導には、困難さを伴うことが多い。特別支援教育において、集団の中で個を育てる視点をもつことも大切である。そこで、通常の学級に就学した発達障害のある児童生徒の指導を行うための「通級指導教室」「特別支援教室」等の全校設置が必要である。また、その指導にあたる教員の配置が不可欠である。
- ・ 小学校、中学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会の開催や研修が進みつつある。しかし、通常業務と兼任しているため、十分な支援ができない状況である。特別支援教育コーディネーターは定数外としての加配が望まれる。
また、特別支援教育支援員の配置については、専門性の養成や有資格者（教員・介護）の人材確保が難しく、財政措置の増額が必要である。
- ・ 幼稚園、小学校、中学校における特別支育の推進体制を構築するために一番重要な点は、校長の特別支援教育に関する理解と学校体制で取り組むためのリーダーシップにある。
- ・ 教育委員会は、福祉が優先なのか、教育が優先なのか、医療が優先なのかを、その子どもの状況や成長段階をふまえて把握する必要がある。また、目的を持った指導・支援体制を組むことができるように学校を支援していく専門職（心理士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）の配置と予算措置が必要である。